

訴状認可通達書

あなたに対する訴状が提出され、受理されました。

訴訟番号 平成 25 年 [H] 第 0112 号

本状を以て、契約業者及び、回収業者から訴状が提出された事を通達致します。尚、本状は「総合民事特例法」上、最終の通告となりますので至急、相談窓口にてご確認ください。

故意に放置した場合は裁判所からの口頭弁論呼出通知後に指定の管轄裁判所への出廷となります。

また支払督促の手段として給料の差し押さえ、不動産物の差し押さえなどができる強制執行証書の交付となる場合がありますので十分にご注意ください。

書面での通知となりますので、原告側からの訴状・起訴内容（原告となる業者や未納となった金額、その期間、締結した契約内容など）のお問い合わせについては必ずご本人よりお願い致します。

当管理センターは、保全の立場から紛争問題の仲裁などを目的とした中立機関となります。当センターがあなたに対して訴訟を起こしているものではありません。

《相談窓口》 03-4582-4165

受付時間 9:00 ~ 18:00 (土・日、祭日を除く)

訴状通告管理センター

〒134-0088 東京都江戸川区西葛西 8-7-18 第一平塚ビル